

児童手当

◇児童手当とは

次代を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、中学校修了までの児童を対象に支給されるものです。

◇支給対象となる児童

0歳～中学校修了前までの児童（15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童）

※ 原則として児童が国内に住んでいる場合に支給します。（留学の場合は一定の要件を満たせば支給されます）

◇支給対象者

赤村に住所があり、支給対象の児童を養育している父母等に支給されます。

父母ともに子どもを養育している場合には、生計を維持する程度の高い方（所得の高い方）が申請者となります。（※ 公務員の方は勤務先にお問い合わせください。）

- ・児童養護施設などに入所している、または里親に委託されている場合は、施設設置者や里親に支給されます。
- ・未成年後見人や父母指定者（父母が海外にいる場合など）にも支給されます。
- ・離婚協議中などで別居している場合、生計を維持する程度にかかわらず、子どもと同居している方に優先的に支給されます。（単身赴任の場合を除く。）

◇手当の支給月

毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までを支給します。

※ 原則として、申請月の翌月分から支給されます。

◇手当の月額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額5,000円が支給されます。

※ 「第3子以上」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◇所得制限限度額

扶養親族等及び児童の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
以降1人につき	38万円加算

※ 所得制限限度額は、前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得額で判定します。

※ 70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がある場合、1人につき6万円加算されます。

◇現況届について

手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

現況届は、毎年6月1日の受給者の状況を把握し、引き続き受給する要件を満たしているかを確認するためのものです。

届出が遅れると、6月分以降の手当が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

◇手続きが必要なとき

- ・ 児童が生まれたとき
- ・ 他市町村から赤村に転入するとき、または赤村から他市町村へ転出するとき
- ・ 離婚や別居によって児童の養育をする方が変わるとき
- ・ 婚姻や同居、所得の変化によって児童の主たる生計維持者が変わるとき
- ・ 公務員になったとき、または公務員でなくなったとき

【手続きに必要なもの】

- ・ 健康保険証の写し
- ・ 預金通帳の写し
- ・ 印鑑

◇ お問い合わせ

住民課 福祉環境係

電話番号 0947-62-3000（代表）